

国民年金保険料免除等の申請

申・問 長崎北年金事務所☎861-1354 長崎南年金事務所☎825-8701
健康保険課年金係☎801-5821

国民年金は、保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除や納付猶予の申請ができます。

免除申請は、『申請者本人・申請者の配偶者・世帯主』それぞれの前年中の所得に応じて審査されます。承認期間は「7月～翌年6月」となっており、令和7年度の申請は7月から可能です。また、過去の期間は、申請日より2年1ヶ月前までさかのぼって申請ができます。承認されると、老齢・障害基礎年金などの受給資格期間へ算入されますので、未納期間がある方は、お早めに手続きをしてください。

※失業、または災害(被害額が財産の1/2以上)に遭われた方は、所得基準額以上に所得がある場合でも、特例免除(失業などがあった日の前月分から翌々年の6月分まで)を受けることができます。

※一部納付の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いになります。

※申請免除・納付猶予の承認を受けた場合でも、10年以内であれば納めることができます(追納制度)。ただし、承認を受けた年度末から2年を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。

手続きに必要なもの

- マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書)
- 失業された方は、『雇用保険被保険者離職票(写し)』『雇用保険受給資格通知(写し)』『雇用保険受給資格者証(写し)』など(※共済組合に加入されていた方は『退職辞令書(写し)』など)
- 災害に遭われた方は、『被災状況届』および『罹災証明書(写し)』と、保険金などが支給される場合は『金額が確認できる証明書(写し)』

マイナポータルから国民年金保険料免除・納付猶予の電子申請ができます。

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

消費者注意報

「訪問購入(買取り)」のトラブルにご注意!

女性の声で「不用な着物など何でも買い取る」という電話があったので、購入事業者の来訪を承諾したところ、男性二人がやってきた。なんでもよいと言っていたのに、用意していた着物には目もくれず、「ネックレスなどないか、鑑定するだけ」と言わされたので指輪など見せると、貴金属6点を約5千円の格安で買い取られてしまった。

消費者へのアドバイス

訪問購入に関する相談は全国の消費生活センターなどに多数寄せられており、ここ数年増加傾向にあります。中には身に着けていた大切な指輪を強引に買い取られてしまった悪質な手口も見受けられます。

トラブルに遭わないために次の点に注意しましょう。

- 突然、訪問してきた購入業者は家に招き入れないようにしましょう。
購入業者が突然、訪問てきて勧誘することは禁止されています。
- 買取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。「着物を買い取る」と言って訪問したにもかかわらず、突然「貴金属はないか」などと当初とは別の物品の売却を求めるることは禁止されています。
- 購入業者から交付された書面はしっかり確認しましょう。
申込みまたは契約の際に、購入業者から取引内容を記載した書面を受け取った場合、書面上に物品の特徴等が正確に記載されているか確認しましょう。
- 契約当日を含む、8日間は「クーリング・オフ」が認められています。その間、購入業者に第三者への物品の引渡しを拒むことができます。

★ご相談や困りごとは、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。
長与町消費生活相談窓口(☎883-1111 代表) 長崎県消費生活センター(☎824-0999)